

令和7年度 「市制施行20周年記念 未来につなぐ地域農業パンフレット」作成
業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第1条 令和7年度「市制施行20周年記念 未来につなぐ地域農業パンフレット」作成業務委託の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、令和7年度「市制施行20周年記念 未来につなぐ地域農業パンフレット」作成業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表1に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別表2に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農林部農政課農業政策担当において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月28日から施行する。
- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表 1（第 3 条関係）

役職名	職 名 ・ 所 属
委員長	安曇野市農林部長
副委員長	安曇野市農林部農政課長
委員	安曇野市政策部政策経営課 課を代表する者
委員	安曇野市政策部秘書広報課 課を代表する者
委員	安曇野市商工観光スポーツ部観光課 課を代表する者
委員	安曇野市教育部文化課 課を代表する者

別表 2（第 6 条関係）

企画提案書等を特定するための評価基準

評価にあたっては、以下の「評価基準」に基づき、参加表明書、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの結果により、総合的に判断する。

審査項目		評価基準	配点
業務遂行能力	1 業務実績	・他自治体等での類似業務の実績や経験があるか。	0～5
	2 実施体制	・業務に必要な人材の配置、体制か。	1～5
3 企画提案書	(1)企画・構成	・情報が分かりやすく整理されているか。 ・基本情報が端的に伝えられる構成となっているか。 ・安曇野市の農産物等の魅力発信を期待できる内容か。	1～10
	(2)デザイン	・デザインの統一感や、レイアウトが読者にとって見やすいものとなっているか。	1～10
	(3)撮影	・安曇野市の農産物や農ある風景の撮影のための情報収集や、撮影した素材の提供等の能力があるか。	1～10

審査項目及び配点表

1. 業務実績【5点】

評価基準	点数
類似業務の実績が10件以上	4点
類似業務の実績が7件～9件	3点
類似業務の実績が4件～6件	2点
類似業務の実績が1件～3件	1点
類似業務の完成度が高い ※該当する場合は上記点数に右記を加算	1点
実績がない	0点

2. 実施体制【5点】

極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
5点	4点	3点	2点	1点

3. 企画提案書の内容

(1) 企画・構成【10点】

極めて良好					普通			不十分		
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	

(2) デザイン【10点】

極めて良好					普通			不十分		
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	

(3) 撮影【10点】

極めて良好					普通			不十分		
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	